

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和 7 年（2025 年）5 月 9 日

収支等命令者

佐賀県地域交流部 交通政策課 地域交通システム室長 江口 里司

1 業務内容

- (1) 業務の名称 令和 7 年度「歩こう。佐賀県。」情報発信等業務
- (2) 業務の内容 別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）まで
- (4) 上限額 金 8,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 企画提案公募スケジュールと内容

- (1) 実施スケジュール（予定）

県ホームページでの公募開始	令和 7 年 5 月 9 日（金曜日）
事前説明会	令和 7 年 5 月 16 日（金曜日）
質問書の提出期限	令和 7 年 5 月 20 日（火曜日）正午まで
参加資格確認申請書の提出期限	令和 7 年 5 月 22 日（木曜日）
提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 28 日（水曜日）正午まで
プレゼンテーション	令和 7 年 5 月 29 日（木曜日）
最優秀提案者決定	令和 7 年 6 月 3 日（火曜日）
契約締結、業務開始	令和 7 年 6 月上旬
- (2) 事前説明会の開催
 - ① 日時 令和 7 年 5 月 16 日（金曜日）11 時 00 分から
 - ② 参加申込方法
事前説明会参加申込書（様式 1）に必要事項を記入の上、令和 7 年 5 月 15 日（木曜日）12 時までに電子メールにより「8 問い合わせ先」まで提出すること。
 - ③ 実施方法
オンライン（WEB）で実施する。参加申込後、WEB 会議システムへのアクセス方法等を記載した案内メールを送付する。メールの内容に従い、①の日時（3 分前を目安）にシステムへアクセスし参加すること。
※参加に当たり、インターネットに接続可能なパソコン（WEB カメラ、マイクを含む）、タブレット、スマートフォンのいずれかを参加者自身で準備すること。
※タブレット又はスマートフォンを使用して参加する場合は、指定のアプリ（Microsoft Teams）を事前にインストールしておくこと（パソコンの場合はインストール不要）。
 - ④ 事前説明会の参加は、プロポーザルの参加に係る必須要件とはしない。
- (3) 仕様書等に対する質問書の提出
仕様書内容等に関する質問等がある場合は、仕様書等に対する質問書（様式 2）に必要事項を記入の上、令和 7 年 5 月 20 日（火曜日）12 時までに電子メールにより提出すること。質問等への回答は、令和 7 年 5 月 21 日（水曜日）までに質問者に対し、電子メールにより行う。
なお、質問及び回答については、原則、県ホームページに掲載することとする。

(4) プロポーザル参加申込書の提出

- ① 提出書類
 - ・様式3「プロポーザル参加資格確認申請書」
(単独事業者: 様式3-1、共同事業者: 様式3-2、3-3 及び共同事業者協定書)
 - ・実績書(様式4)
 - ・誓約書(様式5)
 - ・会社概要(パンフレット等)
- ② 提出期限 令和7年5月22日(木曜日)17時まで
- ③ 提出場所 佐賀県 地域交流部 交通政策課 地域交通システム室
(佐賀市城内一丁目1番59号 新館7階)
- ④ 提出方法 持参、メール又は郵送(②までに必着のこと)
※郵送の場合は、郵便事故等も想定されるため、配達記録の残る方法により提出すること
- ⑤ 参加資格確認結果通知日 令和7年5月26日(月曜日)

(5) 企画提案書等の受付

- ① 提出書類
 - ・企画提案書(任意様式) 6部(正本1部、副本5部)
(企画提案書作成要領を参照の上、作成すること)
 - ・見積書 6部(正本1部、副本5部)
(見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること)
- ② 提出期限 令和7年5月28日(水曜日)12時まで
- ③ 提出場所 佐賀県 地域交流部 交通政策課 地域交通システム室
(佐賀市城内一丁目1番59号 新館7階)
- ④ 提出方法 持参、郵送(②までに必着のこと)
※郵送の場合は、郵便事故等も想定されるため、配達記録の残る方法により提出すること
- ⑤ 企画提案書等の取扱い
 - ・本企画提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする
 - ・提出された企画提案書等は返却しない
 - ・県が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある

(6) プレゼンテーションの開催

- ① 日時 令和7年5月29日(木曜日)
※WEB会議システムによる参加も可能とし、時間は参加者に後日連絡する。
※WEB会議による参加の場合は、事前に申し入れること。
※応募者多数の場合は、書類選考により審査する場合がある。
- ② 実施方法
参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこと。

(7) 最優秀提案事業者の選定

- ・審査員は、別に定める評価基準に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- ・提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする場合がある。
- ・最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、実施体制等の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- ・最優秀提案事業者の合計点が、各審査員の持つ得点の合計点の6割に満たない場合は、再

度企画公募を行うこととする。

- ・ 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において審査を行い、本業務として実施するに相応しい企画内容か否かを評価する。
- ・ 審査結果については、各提案事業者へ個別に通知する。
- ・ 業務委託先の決定については、県ホームページに掲載する。

3 参加要件

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

＜単独事業者の場合＞

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

＜複数事業者による共同事業体の場合＞

- (1) 全ての構成員が上記＜単独事業者の場合＞の(1)から(5)までの条件を満たすこと。
共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

4 業務の委託契約

- (1) 企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。
- (2) 最優秀提案事業者との協議が不調となった場合は、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

5 契約の締結

令和7年6月上旬(予定)

6 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針

(https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319144/index.html)に基づき、このプロポーザルに係るこ

とのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。

7 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(6) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問等がある場合は、「8 問い合わせ先」まで電子メールにより連絡すること。質疑応答の内容は、必要に応じて参加事業者全員に通知する。

8 問い合わせ先

佐賀県 地域交流部 交通政策課 地域交通システム室

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59

TEL : 0952-25-7525 FAX : 0952-25-7142

E-mail : koutsuuseisaku@pref.saga.lg.jp